

【表紙】

【発行登録番号】 5 - 外 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 5 年11月22日

【会社名】 テキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッド  
(Texas Instruments Incorporated)

【代表者の役職氏名】 社長兼最高経営責任者  
(President and Chief Executive Officer)  
ハビブ・イラン  
(Haviv Ilan)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 75243 テキサス州 ダラス  
TI ブールバード 12500  
(12500 TI Boulevard, Dallas, Texas 75243, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 村 慎 二

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 村 慎 二  
同 隈 大 希  
同 武 部 太 河

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（令和 5 年 11月30日）から 2 年を経過する日（令和 7 年11月29日）まで

- 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 0円 (注1)  
12億円 (注2)
- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(予定)を合算した金額である。
- 当該金額は、株式報奨の最大見込額および今後2年間に予測される株式報奨の予想頻度に基づいて計算した見積額である。
- この金額が実際に日本における従業員に付与されることを確約するものではない。
- 【安定操作に関する事項】 該当なし
- 【縦覧に供する場所】 日本テキサス・インスツルメンツ合同会社  
(東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス)

(注) 本書において「当社」とはテキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッドを指すが、文脈によってはテキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッドとその連結子会社(株式の全部または過半数を所有する)を指すこともある。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新株予約権証券の募集】

未定

#### 2 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2) 【手取金の使途】

手取金は、当社グループの設備投資、借入金の返済、運転資金その他当社グループの事業目的のための資金として使用される。手取金の額は日本における付与対象者の投資行動により大きく左右されるため、当社は具体的な使途および具体的な支出時期を未だ決定していない。

### 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 (2022年度)	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	2023年4月28日 関東財務局長に提出
事業年度 (2023年度)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年4月30日までに 関東財務局長に提出予定
事業年度 (2024年度)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年4月30日までに 関東財務局長に提出予定

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 (2023年度中)	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	2023年9月27日 関東財務局長に提出
事業年度 (2024年度中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年9月30日までに 関東財務局長に提出予定
事業年度 (2025年度中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年9月30日までに 関東財務局長に提出予定

6 【外国会社臨時報告書】

- (1) 4の外国会社報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和5年5月12日に関東財務局長に提出

- (2) 4の外国会社報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和5年7月7日に関東財務局長に提出
- (3) 4の外国会社報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和5年8月22日に関東財務局長に提出
- (4) 4の外国会社報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和5年9月25日に関東財務局長に提出
- (5) 4の外国会社報告書提出後、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和5年11月14日に関東財務局長に提出

## 7【訂正報告書】

該当事項なし

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該書類の提出日以降、本発行登録書提出日（令和5年11月22日）までの間において重要な変更その他の事由はない。

また、参照書類に含まれる当社の外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在においてその判断に重要な変更はない。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本テキサス・インスツルメンツ合同会社  
(東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス)

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし